

- 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月18日
条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、番号法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 市長又は芦屋市教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3 別表の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(補則)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項中情報提供ネットワークシステムに関する部分は、番号法附則第1条第5号に定める日から施行する。

附 則(平成30年9月25日条例第●号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

機関	事務
1 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(昭和48年芦屋市条例第4号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及び芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で

	務であって規則で定めるもの	定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による入所等措置に関する情報(以下「障害者支援施設等入所等措置関係情報」という)であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(昭和48年芦屋市条例第4号)による医療費の助成に関する情報(以下「医療費助成関係情報」という)であって規則で定めるもの
3 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者支援施設等入所等措置関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則

		で定めるもの
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	介護保険法による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者支援施設等入所等措置関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの(ただし乳幼児等及びこどもに関するものを除く。)
6 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの(ただし高齢期移行者に関するものを除く。)
7 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による障害者及び高齢障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの(ただし障害者及び高齢障害者に関するものを除く。)
8 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの(ただし母子家庭等に関するものを除く。)
9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当, 特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの